

令和七年度（2025年）

PTA定期総会

市川市立第一中学校PTA

令和 7 年度(2025 年度) PTA 定期総会資料

目 次

<活動報告・計画案および会計報告・予算案等>

- P.2 令和 6 年度 活動報告 (本部)
- P.3-4 令和 6 年度 活動報告 (学年委員会・専門委員会等)
- P.5 令和 6 年度 決算報告
- P.6 令和 7 年度 PTA 役員候補
- P.7 令和 7 年度 活動計画 (案)
- P.8 令和 7 年度 予算 (案)

<PTA 組織・会則・規定等>

- P.9 市川市立第一中学校 PTA 組織図
- P.10-11 市川市立第一中学校 PTA 会則 (案)
- P.12 慶弔等に関する規定
- P.13-14 PTA 個人情報取扱方針

<PTA 獎学基金関連>

- P.15 獎学基金第 38 回総会資料 (令和六年度 獎学基金会計報告)
- P.16 市川市立第一中学校 PTA 獎学基金規定 (案)
- P.17 市川市立第一中学校 PTA 獎学基金規定施行細則

<クラブ活動・同窓会関連>

- P.18 PTA クラブ活動紹介
- P.19 同窓会からのお知らせ／市川市立第一中学校同窓会会則 (抜粋)

令和6年度活動報告(本部)

	校内活動		校外活動	
4月	1 7 8 9 11 13 15 18 20 23 26	印刷作業 打合せ 決算監査 決算監査 入学式出席 集計(PTA委員) 打合せ、手紙配布 打合せ 役員引継ぎ 印刷作業、手紙配布 本部会・学校委員会出席 PTA会員集計作業		
	1 11 25	一中ブロック会長会 第一回本部会・学校委員会出席 除草作業 PTA総会集計作業(副会長・会計・書記) 一中体育祭	16 20	PTA連絡協議会定期総会出席 学校運営協議会
	29	第二回本部会・学校委員会出席 一中フェスタ打合せ	9	PTA連絡協議会役員会出席
	9	一中フェスタ講師打合せ開始	7 10 27	PTAバレーボール大会会場設営 P連会長会出席 こうのとり祭り出店
	7	第三回本部会・学校委員会出席 一中フェスタ打合せ 一中フェスタ垂れ幕印刷	8 9 12	PTAバレーボール大会会場設営 国府台小 道徳の授業出席 学校運営協議会
	5 15 18 21 25 26	第四回本部会・学校委員会出席 一中フェスタ打合せ 一中フェスタポスター確認 来年度PTA役員募集印刷作業 来年度PTA役員募集手紙配布/メール配信 一中フェスタ 中間会計監査	12 18	PTA連絡協議会役員会出席・ 会長会出席 学校運営協議会
	6 16	一中フェスタ講師へお礼状発送 第五回本部会・学校委員会出席	23 28	ペットボトルロケット大会 学校運営協議会
12月			14	P連合唱フェスティバル
1月	18 20 27 31	第六回本部会・学校委員会出席 新入生PTA役員募集/印刷/配布準備 現1・2年生用PTA役員募集メール配信 新入生保護者会PTA役員募集手紙配布 一中オープンスクール	24	学校運営協議会
	15 19 20	第七回本部会・学校委員会出席 PTA会員、学年委員募集/印刷作業 現1・2年生上記手紙配布	8	P連役員会
	4 13	卒業記念品配布準備 現1・2年生PTA会員数集計作業 卒業式出席		

令和6年度活動報告(学年委員会)

【1学年委員会】

4/20	新旧委員会引継ぎ、学校委員会出席	11/16	学校委員会出席
5/11	学校委員会出席	12/7	学年委員会
6/29	学校委員会出席	1/18	学校委員会出席
9/7	学校委員会出席	2/7	学年委員会
9/27	学年委員会	2/15	学校委員会出席
10/5	学校委員会出席	3/17	学年委員会

【2学年委員会】

4/20	新旧委員会引継ぎ、学校委員会出席	11/11	学年委員会
5/11	学校委員会出席	11/16	学校委員会出席
6/29	学校委員会出席	12/17	学年委員会
9/7	学校委員会出席	1/18	学校委員会出席
10/5	学校委員会出席	2/15	学校委員会出席
10/26	学年委員会	3/18	学年委員会

【3学年委員会】

4/20	新旧委員会引継ぎ、学校委員会出席	11/16	学校委員会出席
5/11	学校委員会出席	12/19	学年委員会
6/29	学校委員会出席	1/18	学校委員会出席
9/7	学校委員会出席	2/7	学年委員会
9/27	学年委員会		
10/5	学校委員会出席		

令和6年度活動報告(専門委員会)

【えのきの会】

4/20	学校委員会	10/5	学校委員会
5/11	除草作業	10/16	一中 BCC 親善ソフトボール大会
5/20	学校運営協議会	11/16	学校委員会
5/25	一中体育祭サポート	11/23	ペットボトルロケット大会
5/26	一中 BCC お化け大会実行委員会	1/18	学校委員会
6/16	一中 BCC お化け大会実行委員会	2/1	一中 BCC ミーティング
6/22	夏祭り出店打合せ	2/11	中国分小ペットボトルロケット大会
6/29	学校委員会	2/15	学校委員会
7/20	中国分サマーフェスタゲーム出店	2/22	一中 BCC ミーティング
7/27	こうのとり祭りゲーム出店	3/13	第一中学校卒業式 来賓
8/18	一中 BCC お化け大会実行委員会		
8/25	一中 BCC お化け大会(市川小)		
9/7	学校委員会		
9/12	学校運営協議会出席		
9/21	総会		

※BCC=ブロックコミュニティクラブ

【少年補導員】

4/29	中国分周辺パトロール	10/2	第二回少年補導員連絡協議会
5/9	国府台駅周辺パトロール	10/5	学校委員会
5/11	学校委員会	10/18	市川駅周辺パトロール
5/25	市川駅周辺パトロール	10/24	ブロック会議
6/4	市川駅周辺パトロール	10/25	国府台小周辺パトロール
6/12	補導員連絡協議会	11/11	市川駅周辺パトロール
6/29	学校委員会	11/16	学校委員会
7/4	市川駅周辺パトロール	11/22	国府台駅周辺パトロール
7/15	通学路パトロール	12/18	市川小周辺パトロール
7/20	中国分サマーフェスタパトロール	12/22	一中周辺パトロール
7/21	ほおづき市パトロール	1/14	市川駅周辺パトロール
8/21	市川駅周辺パトロール	1/18	学校委員会
9/4	市川駅周辺パトロール	1/31	市川小周辺パトロール
9/22	中国分パトロール	2/18	入試パトロール
9/28	市川駅周辺パトロール		

令和6年度 決 算 報 告

(収入の部)

単位：円

項目	予 算	決 算	摘 要
会 費	984,000	1,079,250	372世帯（内教職員33名） 学校協力金、院内返金分含む
繰 越 金	1,202,532	1,202,532	
雑 収 入	10	932	預金利息
合 計	2,186,542	2,282,714	

(支出の部)

項目	予 算	支 出	摘 要
運 営 費	① 会議費	40,000	18,640 学校委員会・その他会議・打合せ
	② 消耗品費	60,000	8,903 消耗品等（インク・USBメモリー等）
	③ 備品費	90,000	79,200 印刷機リース代
	④ 交通費	10,000	0 駐車場代
	⑤ 保険費		0 P T A保険
	⑥ 雑 費	5,000	1,100 諸手数料等
	⑦ 学校行事費	250,000	229,796 入学式・卒業式等・体育祭
	⑧ 分担金	40,000	19,195 P連学校分担金
	⑨ 委託費		-2,200 リコーリース手数料
活 動 費	⑩ 部活動支援費	200,000	0 部活大会参加費等
	⑪ フェスタ活動費	200,000	25,332 講師料等
	⑫ 委員会費	70,000	41,885 学年・専門委員会・本部通信費等
	⑬ 院内活動費	50,000	7,000
	⑭ 麗弔費	50,000	0 冠婚葬祭
⑮ 学習活動協力金	100,000	58,127 総合学習,校内研究補助	
⑯ 環境整備費	80,000	0 安全さすまた	
⑰ 積立金	50,000	50,000 周年行事	
⑱ 予備費	891,542	68,136 防災備蓄品・コートブラシ・院内講師謝礼	
合 計	2,186,542	605,114	

収入－支出＝残高 2,282,714 － 605,114 = 1,677,600

残高： 1,677,600 円

周年行事積立金 700,773円

令和7年3月31日 上記の通り報告します。

会計 藤川文子 

会計 土内なおみ 

上記の会計帳簿、支出票、預金通帳を監査した結果、適正であることを認めました。

令和7年4月10日

会計監査 芳賀麻子 

会計監査 渡邊美香 

会計監査 徳永美智子 

令和7年度 PTA 役員候補

役 職	氏 名	生徒名	クラス
名誉会長	猪又 雅広	校 長 先 生	
会 長	黒澤 伸介	友花	3-2
副 会 長	佐生 めぐみ	治樹	3-4
副 会 長	小川 仁美	ほたる	3-4
副 会 長	見城 由起子	梨紗	2-2
副 会 長	原 健・岸田 健一	教 頭 先 生	
書 記	高木 加奈子	太翔	2-1
書 記	石井 美樹	優衣	1-1
会 計	土内 なおみ	菜々子	3-2
会 計	藤川 文子	実玲	2-3
会計監査	嶋田 有吾	真士	2-4
会計監査	松村 慶子	綾乃	1-2
会計監査	津野 早織	教 務 主 任	
監 査	佐山 智哉	堇	3-3
監 査	岡野 譲寛	莉愛	3-4

令和 7 年度 活動計画 (案)

※ 昨年度の実施状況を参考とした計画案です。やむを得ない事情により大幅に変更・中止となる可能性があります。

月	活動内容	月	活動内容		
4 月	入学式 PTA 会費会計監査 令和六年度最終学校委員会・新旧顔合せ PTA 定期総会・奨学基金総会	1 月	本部会・第 6 回学校委員会 予算会議 新入生保護者説明会		
		2 月	本部会・第 7 回学校委員会		
5 月	PTA 連絡協議会総会・懇親会 本部会・第 1 回学校委員会	3 月	予算会議 卒業証書授与式 給食費会計監査 離任式		
6 月	体育祭運営の補佐				
7 月	本部会・第 2 回学校委員会 一中フェスタ打ち合わせ				
9 月	本部会・第 3 回学校委員会 一中フェスタ打ち合わせ	10 月	・コミュニティサポート推進委員会 ・ヘルシースクール推進協議会 ・一中ブロック少年健全育成連絡協議会 ・近隣小学校学校行事出席(入学式/運動会/卒業式) ・市川市 PTA 連絡協議会関係行事出席 ・学校保健委員会 ・給食運営推進協議会 ・PTA 一斉メールの配信 ・地域行事パトロール		
10 月	本部会・第 4 回学校委員会 会計監査 PTA 会費監査 一中フェスタ打ち合わせ 一中フェスタ開催予定 役員募集				
11 月	本部会・第 5 回学校委員会				

令和7年度 予 算 (案)

(収入の部)

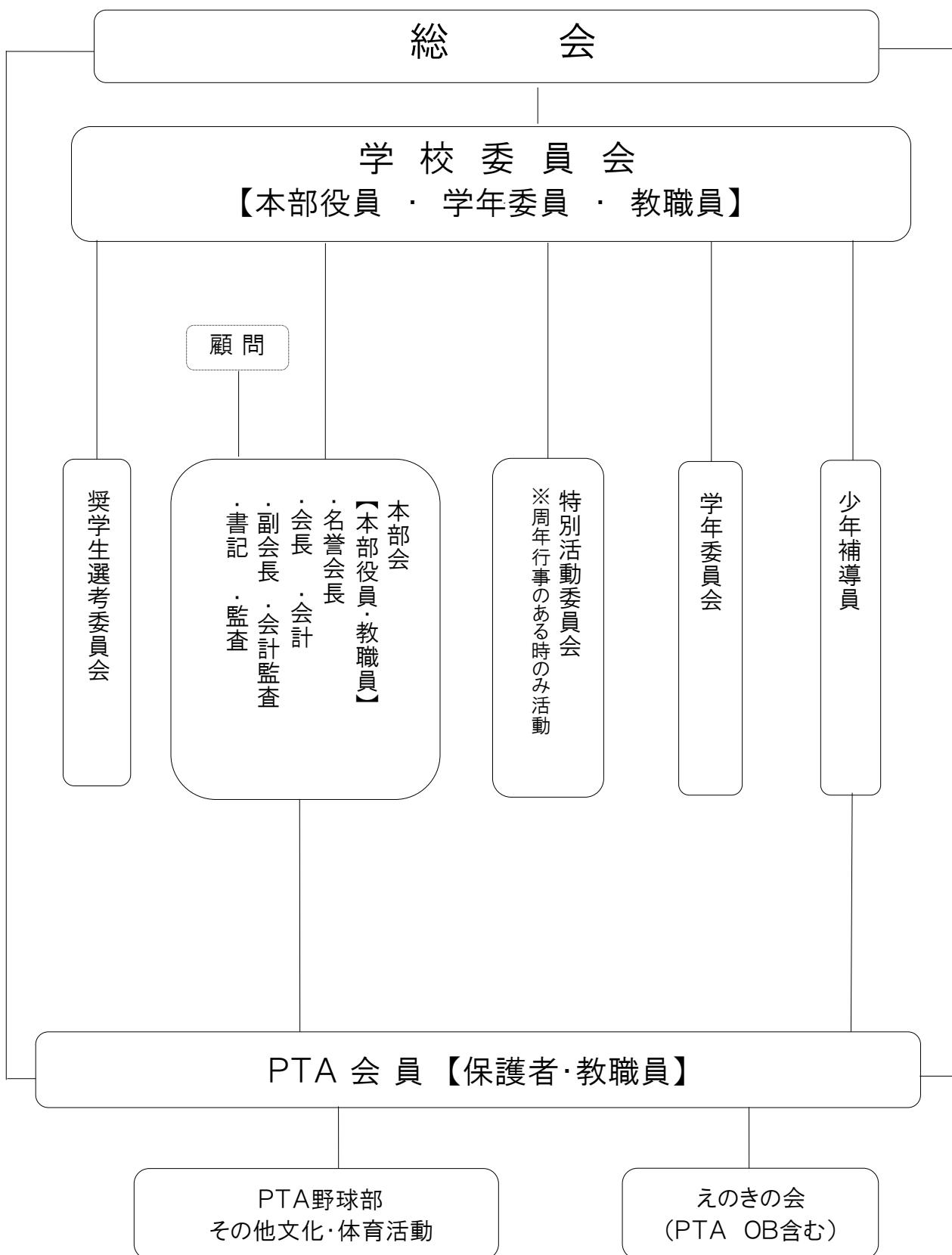
単位：円

項 目	予 算	摘 要
会 費	840,000	200円×12ヶ月×350世帯 (内教職員28人) (年額2400円)
繰 越 金	1,677,600	
雜 収 入	10	利息
合 計	2,517,610	

(支出の部)

項 目	予 算	摘 要
運 営 費	① 会 議 費	40,000 学校委員会・その他会議・打合せ
	② 消 耗 品 費	60,000 消耗品等 (紙・インク・封筒等)
	③ 備 品 費	150,000 印刷機リース代他
	④ 交 通 費	10,000 研究大会・集会等
	⑤ 雜 費	5,000 諸手数料等
	⑥ 学 校 行 事 費	800,000 入学式・卒業式・離退任式等・体育祭
	⑦ 分 担 金	P連学校分担金
活 動 費	⑧ フェスタ活 動 費	200,000 講師料等
	⑨ 委 員 会 費	70,000 学年・専門・本部・P連参加活動費
	⑩ 院 内 活 動 費	50,000 院内活動費
	⑪ 慶弔費	50,000 冠婚葬祭
⑫ 学習活動協力金	100,000 総合学習・校内研究補助・図書補助	
⑬ 環境整備費	150,000 衛生用品・修繕等	
⑭ 積立金	50,000 周年行事	
⑮ 予備費	742,610	
合 計	2,517,610	

市川市立第一中学校 PTA組織図



市川市立第一中学校PTA会則（案）

第1章 総則

第1条 本会は市川市立第一中学校PTAと称し事務局を同校内におく。

第2条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の教育福祉を増進し、併せて会員相互の教養を高める事を目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

教育環境の整備／生徒の学業ならびに保健体育の向上／就学出席の奨励ならびに生活への支援／教育研究行事への協力／講習会講演会等の開催／その他必要と認めるもの

第2章 会員

第4条 会員は市川市立第一中学校保護者ならびに教職員とする。

第3章 役員

第5条 本会に次の役員をおく。

- ・名誉会長 1名（校長）
- ・会長 1名（保護者）
- ・副会長 上限 6名（内、教職員を含む）
- ・書記 上限 4名
- ・会計 上限 4名
- ・会計監査 若干名（内、教職員を含む）
- ・監査 若干名（保護者）

第6条 本会は顧問をおくことができる。顧問は役員会の議を経て会長がこれを委嘱する。任期は役員に準ずる。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし再任は防げない。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。会長は本会を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。書記は本会の事務を担当する。

会計は本会会計を処理する。会計監査は会計事務を監査する。

監査は事務一般を監査する。

第9条 役員は会長の招集により役員会を開き、重要事項を審議し、議題として学校委員会に提案する。

第4章 機関

第10条 本会に次の機関を置く。

総会／本部役員会／学校委員会／学年委員会／監査委員会

第11条 総会は、書面（電磁的方法を含む）によるものとする。ただし、会員の出席が必要な場合は、集会形式とする。総会は、委任状も含めて、会員が属する家庭数及び教職員会員の総数の過半数の出席（書面または電磁的方法による議決権行使者を含む）をもって成立する。

第12条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

会務の承認／役員の承認／予算の審議決算の承認／会則の改正

その他特に必要な事項

第13条 総会および学校委員会は会長が招集しその他の委員会は委員長が招集し運営にあたる。

第14条 すべての機関の議事は出席会員の過半数以上の賛成によって決定する。

第15条 学校委員会は次の者により構成する。

(1) 第5条に定める役員

(2) 少年補導員

(3) 会長が認める会員

学校委員会の出席者はいずれも審議に加わることができる。議決権を有する者のうち過半数の出席があれば議決が成立するものとする。

第16条 学校委員会の任務は次のとおりとする。

総会の運営／細則の制定および変更／本会事業の執行／予算案および決算書の審議

その他特に必要な会務の処理

第 5 章 会 計

第17条 本会の経費は会費およびその他をもってする。

第18条 本会の会費は月額200円とする。

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第20条 本会則は昭和51年5月11日より施行する。

付 則

本会則は平成24年4月27日一部改正、施行(第5条 副会長の数)

本会則は平成25年4月27日一部改正、施行(第5条 会計監査の数)(第11条 委任状の取扱い)(第15条 学校委員会の構成)(第20条 家庭教育学級の追加)(第21条 専門委員の構成)

本会則は平成26年4月26日一部改正、施行(第5条 副会長の数、書記の数、会計の数)(第15条 学校委員会の構成)

(第17条 学級委員長、学年集会の名称)(第18条 学級委員長の名称)

本会則は平成28年4月23日一部改正、施行(第5条 書記の数、会計の数)

本会則は平成31年4月20日一部改正、施行(第5条 副会長および会計監査に含む教職員の数)

本会則は令和3年4月24日一部改正、施行(第20条 会計委員会の廃止)

本会則は令和4年4月23日一部改正、施行(第5条 委員の廃止)(第8条 監査委員の廃止)(第10条 学級委員会の廃止)(第15条 (4)一部削除)(第17条 一部変更・追加)(第20条 金額変更)

本会則は令和7年4月26日一部改正、施行(11条 一部変更・追加)(第15条 一部削除)(第17条 学年委員長選出の廃止)(第18条 役員選考委員会の廃止・金額変更)

慶弔等に関する規定

会員(父母、教職員)及び生徒に対して、慶弔等の意を表す必要のあるときはこの規程による。

※上記の項目のほか、特に役員が必要と認めた慶弔見舞等

(上の金額を参考にして相当額を支出し、学校委員会に報告する)

- 付則
 - ・慶弔見舞に対する返礼は受けない。
 - ・この規定に関する費用は、PTAの会計から支出する。

市川市立第一中学校 PTA 個人情報保護法保護方針

第1条(目的及び定義)

1. 市川市立第一中学校PTA(以下「本会」という)は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
 - (1) 会員とは、市川市立第一中学校PTAの会員をいう。
 - (2) 本人等とは、個人情報対象者(本人)、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者から委任を受けたものをいう。

第2条(本会の取り扱う個人情報)

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
- (2) 会員の児童・生徒の氏名、連絡先(住所・電話番号・メールアドレスなど)
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条(管理責任者・管理方法)

1. 本会の個人情報管理責任者をPTA会長とする。
2. 本会は、市川市立第一中学校(市川市国府台2-7-1)内のPTA会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条(情報の収集・利用)

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - (1) 会費集金・管理
 - (2) 本会役員の選任
 - (3) 名簿の作成(本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む)
 - (4) 関係文書の送付
 - (5) 作品などの募集・管理
 - (6) その他、本部会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会本部役員又は会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条(第三者への提供)

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、本部会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。

尚、本部会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条(個人情報の廃棄)

本会は、個人情報につき、本部会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条(情報の開示等)

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条(秘密保持)

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、本部に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条(本取扱方針の改正)

本取扱方針は、本部会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和7年4月1日より施行する。

市川市立第一中学校奨学基金第38回総会 (奨学会より通算55回)

- (1) 令和6年度奨学基金会計報告
- (2) 令和6年度奨学基金会計監査報告
- (3) 令和6年度奨学基金決算報告承認の件
- (4) その他

○令和6年度奨学基金会計報告

◎普通預金

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
前年度繰越金	888,404	*優秀個人給付金	
普通預金受取利息	489	*優秀団体給付金	
定期預金受取利息	34		
定期預金解約（利息含む）	0		
合 計	888,927	合 計	0

*令和6年度、給付対象者無しのため支出無しとなります。

残高： 888,927円 ・・・ 令和7年度へ繰り越します。

◎定期預金 2,000,000円

◎預金総合計 2,888,927円

令和7年3月31日 上記の通り報告します。

会長

黒澤 伸介

令和7年4月10日 上記、監査の結果、適正であると認めます。

会計監査

芳賀 麻子

会計監査

渡邊 美香

会計監査

徳永 美澄

市川市立第一中学校PTA奨学基金規定(案)

第1条(基金の設定)

本校PTAは、昭和40年度より昭和61年度まで存続した市川市立第一中学校奨学基金の寄付金5,000,000円をもって市川市立第一中学校奨学基金を設定し事務局を第一中学校におく。

第2条(奨学生等)

寄付の趣旨に基づき、前条の基金と基金の果実をもって奨学生等にあてる。

第3条(奨学生等選考委員会および委員長)

基金の奨学生等を選定するために、次の委員をもって構成する選考委員会をおく。

- PTA会長、PTA副会長(2名)、校長、教頭、PTA会計
- 前項の選考委員会委員長はPTA会長とする。
- 選考委員の任期は1年とする。

第4条(委員会の招集、定足数)

- 委員会は委員長が招集する。
- 委員会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決する。

第5条(給付の対象と金額)

- 一中奨学生は、本校に在学する生徒であって、主として修学上経済的に困難な者のうちから選定する。
- 奨学生の額は、月額5,000円としこれを給付する。ただし、事情により選考委員会において奨学生の額を増減することができる。
- 学校における教育活動等で優秀なる成績(県大会出場以上)を収めた団体に対し、一律1人あたり原則上限3,000円とする。その給付額については選考委員会が決定する。
- 前項(3)の選定基準は次のとおりとする。
 - 文部科学省または都道府県教育委員会が主催・共催あるいは後援する行事であること。
 - 全国・関東中学校体育連盟または千葉県小・中学校体育連盟の主催・共催する行事であること。
 - その他、選考委員会が妥当と判断したもの。
- 文化的・教育的環境充実のため、その備品の購入等にあてることができる。購入の実施については選考委員会で協議の上、学校委員会に諮りPTA会則第15条の定めに従って決定する。

第6条(選定の効力)

- 奨学生の選定の効力は、当奨学生限りとする。ただし、同一の生徒が重ねて選定されることを妨げない。
- 一中奨学生が奨学生として不適当と認められたときは、奨学生の支給を停止し、その選定を取り消すことができる。

第7条(奨学生の選定)

- この規定により奨学生を受ける生徒は、選考委員会が決定する。
- 前項の規定は、第6条第2項の場合にもこれを準用する。

第8条(奨学基金の収支)

- PTA会長は、奨学基金の収支について監査を受け、毎年PTA定期総会に報告しなければならない。
- 監査は、PTA会計監査がこれを行う。
- 本基金の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条(規定の改正)

PTA総会において、出席会員の3分の2以上の賛成があれば本規定を改正することができる。

第10条(施行細則)

奨学生等の手続き、その他この規定の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(付 則) この規定は昭和62年5月16日から施行する。

この規定は平成16年4月23日 第11条を削除する。

この規定は平成25年4月27日 第12条を削除する。

この規定は平成26年4月26日 第5条を一部改正、施行する。

この規定は平成28年4月23日 第4条、第6条～第8条を一部改正、施行する。

この規定は平成31年4月20日 第3条、第5条を一部改正、施行する。

この規定は令和7年4月26日 第5条を一部改正、施行する。

市川市立第一中学校 PTA 奨学基金規定施行細則

第1条 (細則の目的)

この細則は、市川市立第一中学校奨学基金規定(以下規定という)の施行に必要な事項を定めるものとする。

第2条 (出願の時期及び出願の書類)

出願の時期は原則として毎年度の始めとする。但し、年度の途中に出願者の修学が経済的に困難な状態になったと認められるときは、この限りでない。

一中奨学生として奨学金の給付を願い出る者は、所定様式による願書を提出しなければならない。

第3条 (選考及び調書の書類の様式)

選考委員会は前項の規定により願書を提出した者につき、審査選考し所定様式による書類を学校に提出し、学校はこれを保存しなければならない。

第4条 (決定の通知)

選考委員会が一中奨学生と決定したときは、その氏名を学校長に通達する。

学校長は選考委員会の決定に基づき、クラス担任を通じて保護者に通知する。

第5条 (奨学金の交付及び受領書の提出)

(1) 奨学金は第一中学校において交付する。

奨学金は年2回、5月と10月にそれぞれ6か月分ずつ、まとめてこれを給付する。

奨学金の交付を受けた保護者は、一中奨学生受領書を提出しなければならない。

(2) 学校の教育活動等に関わる給付は、部活動顧問および活動の責任者である教員を代表者として行うものとする。給付を受けた教員は受領書および報告書を提出しなければならない。

第6条 (修学状況の報告)

当該クラス担任は、年度の終わりに所定様式により一中奨学生の修学状況を選考委員会に報告しなければならない。

第7条 (細則の改正)

学校委員会において委員の過半数の賛成があればこの細則を改正することができる。

(付 則) この規定は昭和62年5月16日から施行する。

この規定は平成16年4月23日一部改正、施行する。

PTA クラブ活動紹介

野球



第一中学校 PTA 野球部（国府台小学校 PTA と合同）は部員約 20 名で活動しており、市川市内の小学校と中学校の PTA チームと試合を行っています。令和 6 年度は市川市 PTA 野球大会で春季大会は準優勝、秋季大会は（小中合同トーナメント）惨敗でした。野球好きのオジサン達がシーズンを通して練習と試合で、真剣ながらも楽しく活動を行っています。メンバーは 20 代から 60 代までと幅広い年齢層です。今後は小学校の部も含め、完全優勝を目指します！

- ▶ 練習：毎週日曜日 AM 7 時～AM 9 時（国府台小学校校庭）
(試合のある日、雨天、年末年始等練習が無い場合有り)
- ▶ 試合：江戸川河川敷（1号グラウンド）

コーラス



歌が好きな方！何か楽しいことをしたいと思っている方！感動を味わいたい方！友達を増やしたいと思っている方！一中 PTA 合唱団「First Ladies♪」に参加してみませんか？一中 PTA (OB も可) の方なら、どなたでも参加できます。「Sing Out」といって、基本地声で歌う合唱なので、合唱未経験者でもどなたでも参加できます！12 月開催の「市川市 PTA 連絡協議会合唱フェスティバル」に向け、10 月より活動を始めます。みんなで楽しく歌うのが目的の合唱ですので、ご興味のある方はお気軽に見学に来てください♪お腹から声を出すとストレス発散にもなりますよ！

- ▶ 発表会：2025 年 12 月 13 日（土） 塩浜学園体育館（予定）
- ▶ 練習日時：毎週水曜日 18:30～20:30
- ▶ 練習場所：第一中学校

* お子さま連れ可（ご希望のお子さまには簡単な楽器で参加していただきます♪）

♪ 過去の発表曲 ♪

浪漫飛行（米米 CLUB）／裸の心（あいみょん）

風が吹いている（いきものがかり）／SMILE～晴れ渡る空のように（桑田佳祐）

いのちの歌（竹内まりや）／にじいろ（ゆず）

ドラえもん（星野源）／虹（菅田将暉）

バレーボール部



例年、7 月開催の大会に向けて 6 月ころから練習します。久しぶりにスポーツで体を動かしたい方、新しい何かを始めたい方、バレーをしたいお母さん大歓迎！忙しい中時間を合わせて練習に精を出し、普段中々味わえない緊張感を試合で味わい、勝利を勝ち取ったとき、なにものにも代えがたいものを共有できると思います。

お友達同士や、お知り合いに声をかけて一緒に始めてみませんか？
楽しみながら、心も体もリフレッシュできますよ！

※大会の詳細が決まりましたら、お手紙などでお知らせいたします。

1947年（昭和22年）5月に開校した市川市立第一中学校（以下市川一中という）は、創立70年を超え、今までに約24000名以上の卒業生を送り出していました。

市川一中同窓会は、2018年（平成30年）に第一回発起集会を開催、また一中フェスタの際に歴代の先生方・学校生活等の写真などを展示いたしました。卒業生の集まりの場としての同窓会は、ここ数年ようやく形が整っては来ましたが、現状は同窓会活動としては十分なものとは言えません。また新型コロナ感染症の影響により同窓会総会などのイベントも開催できずにおきました。卒業生の方々も、クラス会・同期会などを開催する機会も少なくなっていたことと思います。

同窓会といたしましては情報の共有をすることで、親睦の機会を増やしていきたいと考えております。つきましては同窓生のご活躍、情報等ございましたら同窓会（下記の連絡先）までお知らせいただけますようお願いいたします。

会員相互の親睦を図ることで同窓会活動がより活発になり、皆様との絆がより深まって行くことを願っております。また在校生に同窓会活動を理解してもらうためにも、積極的な情報提供のご協力をよろしくお願いいたします。

市川第一中学校同窓会会長 永井 弘（昭和30年卒6期生・ソフトテニス部）
連絡先 市川市市川2-28-24 TEL:047-322-1858
Gmail ichikawadaiichijh@gmail.com

市川市立第一中学校同窓会会則（抜粋）

第1条（名称）

本会は、市川市立第一中学校同窓会と称する。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的とする。

第5条（会員）

本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員

市川市立第一中学校を卒業した者

2. 特別会員

母校の教職員及びかつて教職員であった者

第14条（会員情報）

会員への連絡手段を主たる目的として、本会は会員の個人情報を収集し利用する。

2 新入会員については入会時に卒業年期ごとに氏名・住所・連絡先電話番号を記載した名簿を本会あてに提出するものとする。

3 前項に関わる事務手続きは、母校卒業時の担任教員がそれぞれ担当し進めていただくものとする。

4 会員はその姓名、連絡先等に変更が生じた場合には、役員もしくは理事あてに届け出るものとする。

5 会員の個人情報の管理にあたっては、各法令にしたがって厳正かつ安全に取扱うものとする。

第15条（経費）

本会の経費は、入会金、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第16条（入会金）

入会金は、本会入会の際別に定める額を納入するものとする。

2 前項に規定する入会金の額は、金100円とする。

3 入会金に関する事務手続きは、母校卒業時の学年主任の職にある者が確認し、進めていただくものとする。

第17条（会費）

本会の会費は、総会または、会の主催行事ごとに徴収する。

2 会費の額は、会計担当役員が決定し、行事の出席者から適宜集金するものとする。

附則

この会則は、平成30年7月14日から適用する。